

市民参加プロセス計画書：宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づく規制区域の指定について

Ｑ・そもそも、なぜこの計画又は事業が必要なのか？計画策定又は事業推進により解決したい課題は何か？

盛土等の造成行為については、その目的や土地の用途（宅地、森林、農地等）などにおいて、各法律により規制されています。令和3年、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、盛土等に関する各法律による規制が必ずしも十分でない区域が存在していること等を踏まえ、現行の「宅地造成等規制法」が抜本的に改正され、土地の用途等に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が施行されました。

施行後２年以内の経過措置期間内に、都道府県知事等（指定都市、中核市）が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定後、新たな規制が適用されます。

盛土等に伴う災害から人命を守るため、速やかに規制区域の指定のために必要な調査を実施し、盛土等に伴う災害が発生するリスクのある区域は、できる限り広く、人命を守るため必要十分な区域を規制区域に指定することが重要です。

	実施時期（年月）	具体的な市民参加手法・実施場所・実施回数など	対象者（対象とした理由）	・提供する情報 ・聴取したい情報	目的（何についてどこまで合意形成したいか）
検討段階					
国土交通省より令和５年５月に発出された「基礎調査実施要領（規制区域指定編）」および「基礎調査実施要領（規制区域指定編）」の解説に基づいて基礎調査を実施するため、検討段階及び構想段階における市民参加の余地がありません。そのため、規制区域（案）の内容について検討する計画段階から市民参加を実践することとします。					
構想段階					
計画段階	令和６年７月	地元説明会	総代を始めとした地元住民（地元住民の目線から、規制区域（案）に対する意見を聴取したいため）	・規制区域（案） ・規制区域（案）に対する意見	規制区域（案）に対する合意を得る。規制区域指定後に必要な手続き等について理解していただく。
	令和６年７月	パブリックコメント	全市民（パブリックコメントは誰からの意見も受け付けるため）	・規制区域（案） ・規制区域（案）に対する意見	規制区域（案）に対する合意を得る。
実施・運用段階					